

保険会社向けの総合的な監督指針新旧対照表(案)

改正案	現 行
<p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>II-2-1-4 経理処理</p> <p>[(1) ~ (9) 略]</p> <p>(10) 保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の不積立について</p> <p>① 保険契約を再保険に付した場合に、当該再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができるとされているが、この取扱いの可否は、当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるかどうかや、当該再保険契約に係る再保険金等の回収の蓋然性が高いかどうかに着目し、<u>再保険契約の契約構造、経済的実態及び再保険契約によって移転されるリスクの所在を踏まえ、形式的な条項の有無のみによらず、総合的に判断すべき</u>であること。</p> <p><u>その際、以下の点に照らして検討しているか。</u></p> <p>ア. <u>受再者の裁量や契約構造等により、出再者の持ち分（例えば、「当該再保険契約に係る再保険金」等）に属する経済価値が毀損するおそれが生じ得るか。</u></p> <p>イ. <u>保険事故発生率悪化時等に出再者が実質的な補てん義務を負い、リスクが出再者に戻る構造が生じていないか。</u></p> <p>ウ. <u>受再者の裁量により、一定時点又は一定事象発生時に、再保険契約の一部または全部の終了・リキャプチャー（再保険契約を解約し、関連する資産を回収した上で、以後のリスクを自己保有することをいう。以下同じ。）が生じ得る構造となっていないか。</u></p>	<p>II 保険監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-1 責任準備金等の積立の適切性</p> <p>II-2-1-4 経理処理</p> <p>[(1) ~ (9) 同左]</p> <p>(10) 保険契約を再保険に付した場合の責任準備金の不積立について</p> <p>① 保険契約を再保険に付した場合に、当該再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができるとされているが、この取扱いの可否は、当該再保険契約がリスクを将来にわたって確実に移転する性質のものであるかどうかや、当該再保険契約に係る再保険金等の回収の蓋然性が高いかどうかに着目して判断すべきであること。</p>

改正案	現 行
<p>エ. <u>資産運用リスクの移転が重要な契約で、対応資産の担保設定・信託による分別管理が実効的か（責任準備金に対して十分でない場合の残余リスクの把握・軽減策を含む）。</u></p> <p>オ. <u>決済頻度が低下、又は再保険金の支払期間が長期化することで、例えば90日超の遅延等が生じ、回収の迅速性が損なわれる可能性はないか。</u></p> <p>カ. <u>新契約費負担等のファイナンスを主目的とする再保険契約で、実質的なリスク移転を伴わないものとなっていないか。</u></p> <p>なお、回収の蓋然性の評価にあたっては、少なくとも再保険契約を引き受けた保険会社又は外国保険業者（法第2条第6項に規定する「外国保険業者」をいう。以下同じ。）の財務状況について、できる限り詳細に把握する必要があること。</p> <p>〔(10)②、(11)～(22) 略〕</p> <p>Ⅱ-3 統合的リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3 リスクの測定</p> <p>Ⅱ-3-3-3 ストレステスト</p> <p>Ⅱ-3-3-3-1 主な着眼点</p> <p>保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）及びリバース・ストレステスト（経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方を準備するためのストレステスト）が重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaRによるリスク管理には限界がある</p>	<p>なお、回収の蓋然性の評価にあたっては、少なくとも再保険契約を引き受けた保険会社又は外国保険業者（法第2条第6項に規定する「外国保険業者」をいう。以下同じ。）の財務状況について、できる限り詳細に把握する必要があること。</p> <p>〔(10)②、(11)～(22) 同左〕</p> <p>Ⅱ-3 統合的リスク管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-3 リスクの測定</p> <p>Ⅱ-3-3-3 ストレステスト</p> <p>Ⅱ-3-3-3-1 主な着眼点</p> <p>保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとって行く必要がある。そのためのツールとして、感応度テスト等を含むストレステスト（想定される将来の不利益が生じた場合の影響に関する分析）及びリバース・ストレステスト（経営危機に至る可能性が高いシナリオを特定し、そのようなリスクをコントロールすべく必要な方を準備するためのストレステスト）が重要である。特に、市場が大きく変動しているような状況下では、VaRによるリスク管理には限界がある</p>

改正案	現行
<p>ことから、ストレステストの活用は極めて重要である。保険会社においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。なお、ソルベンシー・マージン比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。</p> <p>(1) ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、保険会社の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。</p> <p><u>特に、取引規模や期間を勘案しリスクが大きい資産集約型再保険については、経済環境の変化が複数の出再先の健全性に与える影響も分析し、再保険契約に及ぼす影響として、リキャプチャーや再保険会社の破綻の複数発生と、それらに伴うソルベンシー・マージン比率や財務への影響（資産のリバランス、責任準備金積立の影響など）を考慮したストレスシナリオを設定しているか。</u></p> <p><u>（注）資産集約型再保険とは、主として年金・長期貯蓄性保険等の資産運用収益への依存度が高い保険契約について、当該保険負債とこれに対応する資産に係るリスクを再保険者へ移転し、再保険者が資産運用リスクと保険引受リスクを包括的に負担する再保険形態を</u></p>	<p>ことから、ストレステストの活用は極めて重要である。保険会社においては、市場の動向等も勘案しつつ、財務内容及び保有するリスクの状況に応じたストレステストを自主的に実施することが求められる。なお、ソルベンシー・マージン比率の算出、将来収支分析等他の法令等の規定がある場合は、以下の指針にかかわらず、当該法令等の規定に従うものとする。</p> <p>(1) ストレステストに際しては、ヒストリカルシナリオ（過去の主な危機のケースや最大損失事例の当てはめ）のみならず、仮想のストレスシナリオによる分析も行っているか。なお、仮想のストレスシナリオについては、内外の経済動向に関し、株式の価格、金利、為替、信用スプレッドなど、保険会社の保有するリスクに応じて、複数の要素についてストレスシナリオを作成しているか。さらに、これらの要素のうち、複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。こうしたストレスシナリオの設定において、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。</p>

改正案	現行
<p><u>いう（資産の所有権を移転しない資産留保型再保険の場合も含む。なお、資産留保型再保険であることのみをもって当然に資産集約型再保険に該当するものではなく、個々の契約におけるリスク移転の実態に基づき判断する。以下同じ。）。</u></p> <p>また、随時解約可能であって払込保険料の大部分が保証されている貯蓄性の高い保険や変額年金保険のようなオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再保険取引やデリバティブ取引等に係るカウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。</p> <p>また、再保険取引及び類似するリスク移転取引については、巨大災害等発生後の再保険キャパシティの低下やリスク移転コストの増加等を考慮してストレスシナリオを設定しているか。</p> <p>さらに、ストレステストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検証されているか。</p> <p>〔(2)～(7) 略〕</p> <p>Ⅱ－3－10 再保険に関するリスク管理</p> <p>Ⅱ－3－10－1 保有・出再に関するリスク管理</p> <p><u>保険会社は、自社のリスク選好を踏まえて再保険のリスク・リターンを分析し、その結果を統制機能（注）で重要度に応じて評価し、最終的にその合理性を適切に機関決定する必要がある。再保険は複数の法域にまたがって取引されることも多い中で、再保険会社等との契約関係が非常に複雑となり、取引内容の理解が困難となるほか、特定の法域や再保険会社取引が過度に集中するおそれがある。このため、保険会社が行う元受保険契約及び受再保険契約において引き受ける</u></p>	<p>また、随時解約可能であって払込保険料の大部分が保証されている貯蓄性の高い保険や変額年金保険のようなオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮した上で、適切なストレスシナリオを設定しているか。このほか、再保険取引やデリバティブ取引等に係るカウンターパーティーリスクを考慮してストレスシナリオを設定しているか。</p> <p>また、再保険取引及び類似するリスク移転取引については、巨大災害等発生後の再保険キャパシティの低下やリスク移転コストの増加等を考慮してストレスシナリオを設定しているか。</p> <p>さらに、ストレステストに使用されるモデルの信頼性について、定期的に検証されているか。</p> <p>〔(2)～(7) 同左〕</p> <p>Ⅱ－3－10 再保険に関するリスク管理</p> <p>Ⅱ－3－10－1 保有・出再に関するリスク管理</p> <p>保険会社が行う元受保険契約及び受再保険契約において引き受け</p>

改正案	現行
<p>リスクの保有・出再（自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールへの出再を除く。）について、以下の点を確認するよう留意する（保有するリスクに対する出再の割合が軽微な場合を除く。）。特に、<u>大規模かつ長期にわたる資産集約型再保険の出再を行っている場合には、出再先における健全性、資産運用の状況及びリスク管理態勢等について十分な分析を行うとともに、金融市場の変化やストレス下においてこれらが受ける影響を踏まえ、リキャブチャー発生時の影響分析や対応策の検討を行うなど、財務の健全性の確保ひいては契約者保護の観点から、そのリスクを踏まえたガバナンス体制の整備が不可欠である。</u></p> <p><u>（注）リスク管理、保険数理、コンプライアンスの観点から、業務部門に対するモニタリングを行う機能及び内部監査機能等をいう。</u></p> <p>(1) 保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、取締役会等において、的確な保有・出再政策が策定されているか。</p> <p>(2) 保有・出再政策には、締結する再保険契約の性質に応じて、次の点が含まれているか。</p> <p>① <u>出再先の健全性に関する基準。特に、外部格付やソルベンシー・マージン比率等に過度に依存することなく、金融市場と再保険会社の健全性との関係性を含め、再保険会社のリスク特性を把握できるものとなっているか。</u></p> <p>② <u>再保険会社の属性毎、法域毎、一再保険会社毎等に設定したエクスポージャーの集中に関する基準（「Ⅱ-3-11 資産運用リスク管理態勢」における「Ⅱ-3-11-2 主な着眼点」(1)⑩も参照すること。）。特に、以下の点が含まれているか。</u></p> <p><u>ア. エクスポージャーの集中に関する基準においては、主として資産集約型再保険を引き受けている再保険者にエクスポージャーが集中し</u></p>	<p>るリスクの保有・出再（自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールへの出再を除く。）について、以下の点に留意する（保有するリスクに対する出再の割合が軽微な場合を除く。）。</p> <p>(1) 保有するリスクの規模・集中度を出再を通じて適正に管理するため、取締役会等において、的確な保有・出再政策が策定されているか。</p>

改正案	現行
<p><u>た場合に、当該再保険者の運用・流動性・グループ等の特性を把握し、市場混乱時に相関が上がることで生じ得るリスク増幅を考慮した管理（上限設定、分散、担保の実効性）となっているか。</u></p> <p>イ. <u>担保が設定された資産集約型再保険等の場合において、エクスポージャーの算定に当たり担保の効果を勘案する場合には、担保の質・水準等に加え、金融市場混乱時における担保価値毀損の可能性を考慮しているか。</u></p> <p>③ <u>担保に関する方針。特に、以下の点が含まれているか。</u></p> <p>ア. <u>担保資産の健全性・流動性・分散性を確保するための基準を含めるとともに、投資ガイドライン（資産クラス別上限、信用格付レンジ、単一発行体上限、低格付資産・証券化商品の取り扱い等）が明確化されているか。</u></p> <p>イ. <u>信託口座その他の仕組みによる倒産隔離の確保及び担保残高・担保資産構成・担保資産の評価の妥当性の定期的モニタリング体制を整備しているか。</u></p> <p>ウ. <u>資産価格の急変時における担保不足・毀損リスクに備え、事前に定めたトリガーに該当する場合には、ヘアカットの見直しや追加担保徴求等の対応策を契約上の手続きに基づき速やかに行えるよう、必要な体制を整備しているか。特に資産集約型再保険の場合にあつては、担保資産が長期・非流動資産となり得る点を踏まえ、流動性及び市場変動への耐性を評価するとともに、担保の補填能力が再保険会社全体の財務状況に依存し得ることに留意して、補填能力の検証及び危機時の回収可能性の評価を行っているか。</u></p> <p>エ. <u>リキャプチャー時等の契約上定められた事由に基づく担保の引出条件については、受再者の同意を要しないことを踏まえ、トリガー発生時の通知、担保回収の実行手続及びタイムラインを整備してい</u></p>	

改正案	現行
<p>るか。また、担保設定に係る優先権、準拠法・紛争解決条項及び法域横断の契約の履行可能性について、必要に応じて専門家の意見を入手するなどして、法的実効性に留意しているか。さらに、担保の実効性を確保する観点から、再保険会社の流動性指標、資金調達能力、資産・負債の構造等を定期的に把握し、流動性の悪化が担保の回収に与える影響をモニタリングしているか。</p> <p>④ <u>リキャプチャーに関する方針。特に資産集約型再保険の場合にあっては、再保険者の財務状況の悪化が顕在化した場合に、早期にリキャプチャーを行う権利を有し、事前に定めたトリガー・手順に基づき実行の可否を判断できる体制となっているか。また、信託口座その他の仕組みによる倒産隔離の確保や、必要に応じて資産留保型共同保険式再保険を選択するなど、再保険者の破綻等の場合においても、資産を確実に回収できるよう必要な措置を講じているか。さらに、リキャプチャー等の発動時に返戻される資産については、リキャプチャー後の管理やリバランスの必要性を踏まえ、必要に応じて返戻される資産の信用力・流動性・種類等に関する制限を検討しているか。加えて、リキャプチャー発生時の短期的資金需要等（返戻資産の受入・再配分費用、ヘッジ解消、決済タイムラグ等）に備え、事前に定めたトリガー（例：清算遅延の長期化、担保価値の一定割合低下等）に該当した場合には、所定の対応策を遅滞なく実施できる体制・手順（期限・責任・通知）を整備しているか。</u></p> <p><u>(3) 保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性及びカウンターパーティーリスク、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。特に資産集約型再保険の場合にあっては、以下の点を検討しているか。</u></p> <p>①再保険取引に関連して、投資ファンドその他の第三者が関与する再保</p>	<p>(2) 保有・出再政策には、引受リスクの特性に応じた一危険単位及び集積危険単位の保有限度額、出再先の健全性、一再保険者への集中の管理に関する基準が含まれているか。</p>

改正案	現行
<p><u>険者（資産運用会社を同一グループ内に持つ再保険会社等）との取引を含め、グループ内取引、手数料構造、資産運用その他要因により、再保険者又はその関係者の利益が契約者の利益又は財務の健全性に優先されるおそれ（利益相反）が生じ得る場合における管理に関する基準が含まれているか。</u></p> <p><u>②会社としての再保険依存度（再保険エクスポージャー）の総量について、財務健全性・流動性・ストレス下の影響を踏まえた上限を設定しているか。総量管理の方針は、再保険エクスポージャーの集中及び相関関係に留意し、金融市場の変化やストレス下において、再保険者の健全性の悪化や担保価値の毀損、リキャプチャーの発生等が同時に生じた場合の会社全体への影響も考慮して設定されているか。</u></p> <p><u>(4) 再保険契約の締結に当たっては、その性質に応じて、次の点を確認しているか。</u></p> <p>① 保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。なお、手配された再保険が、意図したとおりに引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。</p> <p>② <u>再保険者の選定に当たっては、再保険料の水準等のみに依存することなく、再保険会社の財務状況、取引の実績、移転されるリスクを管理する能力、自社が保有する他のエクスポージャーとの相関等を総合的に評価しているか。特に、資産集約型再保険の場合にあっては、これらの要素について慎重な分析及び評価を行った上で判断するものとなっているか。</u></p> <p>③ <u>再保険契約の契約条件が、保有・出再政策に照らして妥当なものとなっているか。特に、資産集約型再保険の場合には、リキャプチャー及び担保に係る契約条件が、保有・出再政策に照らして適切なも</u></p>	<p>(3) 保有・出再政策上の保有限度額を超える引受リスクが、手配された再保険によって適切にカバーされているか。</p> <p>(注) 手配された再保険が、意図したとおりに引受リスクを軽減するものであることを確認する必要がある。</p>

改正案	現行
<p><u>のとなっているか。</u></p> <p>④ <u>将来獲得する新契約を出再の対象とする再保険契約の場合にあつては、将来のリキャプチャーの可能性も勘案した上で、保険契約の保険料率、再保険契約の契約条件並びに保険契約の販売量及び出再量を適切に管理しているか。</u></p> <p>⑤ <u>契約締結に当たっては、①～④の確認に資するよう、定期・随時の情報提供、重要事象の事前通知・承認、担保明細の開示等、必要な情報取得に関する条項が契約条件に明確に規定されているか。</u></p> <p>(5) <u>出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。特に、資産集約型再保険の場合には、担保資産の状況をモニタリングするとともに、再保険会社の健全性及び資産ポートフォリオ並びに再保険会社の財務状況に影響を及ぼし得る金融市場の動向について、適切な深度で定期的にモニタリングを行っているか。また、受再者が再々保険を利用している場合には、その再々保険先の健全性や集中状況が当該再保険契約全体のリスクに影響を及ぼし得ることに留意し、必要に応じて情報収集又はモニタリングを行っているか。</u></p> <p>(6) <u>再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。特に、資産集約型再保険の場合には、取引の規模等に応じて、金融市場混乱時における回収可能性も評価し、さらに必要に応じて担保の回収を含む危機対応計画を策定する等、財務の健全性確保を図ること。「Ⅱ-3-3-3 ストレストテスト」も参照。</u></p> <p>(注) <u>再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が受再契約に係るものも含めて一元的に管理されていることが望ましい。また、再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理</u></p>	<p>(4) 出再を行う各部門において自律的に保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられるとともに、各部門とは独立に会社全体で保有・出再政策の遵守状況を確認する体制がとられているか。</p> <p>(5) 再保険金の回収状況及び将来の回収可能性並びに出再保険の成績が確認されているか。</p> <p>(注) 再保険金の回収状況については、各出再先に対する債権・債務が受再契約に係るものも含めて一元的に管理されていることが望ましい。また、再保険の成績は、種目別、契約別、相手先別等リスク管理</p>

改正案	現行
<p>上有効な方法で確認されることが望ましい。</p> <p>(7) 出再に際し保険会社は、親会社の意向のみに依拠することなく、自社の契約者保護及び財務の健全性の確保に資するかを十分に検討し、主体的に判断しているか。</p> <p><u>(8) 再保険契約に係る事務手続きについて、事務ミス等のオペレーショナルリスクが顕在化し得ることを踏まえ、これを防止するための内部統制が適切に整備・運用されているか。</u></p> <p><u>(9) 再保険取引については、出再先が保険子会社である場合に限らず、当該取引がグループ全体に与え得る影響を踏まえ、グループ単位での再保険に関するリスク管理が適切に行われているか。</u></p> <p>VII-3-6 グループベースの再保険に関するリスク管理</p> <p>VII-3-6-1 意義</p> <p>再保険はグループベースの保険引受リスクの最適化に役立つ一方、その取引及びリスク管理は複雑になることが多い。経営管理会社は、このような再保険の特徴を十分考慮した上で、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢を適切に整備することが重要である。またグループ内会社においても、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢と統合的な再保険に関するリスク管理態勢を適切に整備することが重要である。</p> <p>VII-3-6-2 主な着眼点</p> <p>(1) 経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの再保険に関する方針等を整備し、各グループ内会社は当該方針等と統合的な再保険に関する規程を整備及び</p>	<p>上有効な方法で 確認されることが望ましい。</p> <p>(6) 保険子会社等への出再を行う場合は、上記(1)から(5)までのリスク管理がグループ単位で適正に行われているか。</p> <p>VII-3-6 グループベースの再保険に関するリスク管理</p> <p>VII-3-6-1 意義</p> <p>再保険はグループベースの保険引受リスクの最適化に役立つ一方、その取引及びリスク管理は複雑になることが多い。経営管理会社は、このような再保険の特徴を十分考慮した上で、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢を適切に整備することが重要である。またグループ内会社においても、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢と統合的な再保険に関するリスク管理態勢を適切に整備することが重要である。</p> <p>VII-3-6-2 主な着眼点</p> <p>(1) 経営管理会社は、グループ内会社に対する具体的かつ有効なガバナンスの観点から、グループの再保険に関する方針等を整備し、各グループ内会社は当該方針等と統合的な再保険に関する規程を整備及</p>

改正案	現行
<p>適用しているか。</p> <p>(2) グループベースの再保険に関するリスク管理態勢を整備するにあたっては、以下の点を考慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループベースのリスク量とリスク選好等又は資本管理戦略の相互関係 ・グループ再保険戦略及びグループ内会社の実務 ・グループ内会社が適用を受ける法令及び慣行 ・再保険に係るカウンターパーティの信用リスクに対するリミット又はリスク選好等 ・リスク移転商品を含む代替的リスク移転手法の活用 ・ストレス下における再保険を通じたリスク移転の実効性 ・再保険会社の破綻や担保毀損時の対応方針 <p><u>(注) 資産集約型再保険について、グループ内の複数の保険会社が同一又は類似の再保険者等に対して出再している場合におけるエクスポージャーの集中及び相関関係に留意し、金融市場の変化やストレス下において、再保険者の健全性の悪化や担保価値の毀損、リキャプチャーの発生等が同時に生じた場合のグループ全体への影響も踏まえて、適切にリスク管理を行っているか。</u></p> <p>(3) 経営管理会社は、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢及びグループ内会社における再保険に関するリスク管理態勢が整備されていることをモニタリングするための態勢を適切に整備しているか。</p>	<p>び適用しているか。</p> <p>(2) グループベースの再保険に関するリスク管理態勢を整備するにあたっては、以下の点を考慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループベースのリスク量とリスク選好等又は資本管理戦略の相互関係 ・グループ再保険戦略及びグループ内会社の実務 ・グループ内会社が適用を受ける法令及び慣行 ・再保険に係るカウンターパーティの信用リスクに対するリミット又はリスク選好等 ・リスク移転商品を含む代替的リスク移転手法の活用 ・ストレス下における再保険を通じたリスク移転の実効性 <p>(3) 経営管理会社は、グループベースの再保険に関するリスク管理態勢及びグループ内会社における再保険に関するリスク管理態勢が整備されていることをモニタリングするための態勢を適切に整備しているか。</p>